

“日本的民主観”による「徒弟制度」への偏見の問題 ー職業教育訓練低迷の一要因としてのー

田中 萬年（元職業能力開発総合大学校）

要旨 我が国における職業教育訓練への国民の支持は欧米諸国に比べ高くなく、リスペクトされていないのが現状であろう。その要因は特に戦後の我が国特有の「民主」観にあるように思う。それは「教育」への信奉であり、その裏面の「徒弟制度」への日本的な批判である。本報告では、特に後者の問題を取り上げる。それは「労働基準法」の「徒弟の弊害排除」という奇妙なタイトルに連なり、現状を醸成する要因になっていると考える。

キーワード 教育権、「全国徒弟制度法」、労働課便覧、技能連携制度、徒弟の弊害排除

はじめに 問題の伏蔵

職業教育訓練問題が軽視される土壌については、石塚史樹が「キャリア教育」、「職業教育」の「前提条件となるのは根本的な教育理念である、という至極当然の認識が、果たして国全体でどれほど共有されているのであろうか、という疑問をフロア全体が抱くこととなった。」と纏めていたように、第一義的には「教育」の観念の問題があると言える。

人の観念は教育に依ることが大きい。最も影響を受けるのは若年時の学校教育であろう。教科書で教えられた事が常識となり全国民が似たような観念を持つようになる。その「教育」と「教育を受ける権利」の信奉により生じる問題は少なくない⁽¹⁾が、本報では誤った日本の教育観の裏面であり、余り注目されていない職業教育訓練の原点である徒弟制度観の問題を解明する。徒弟制度の意義については一定の評価がなされている（木下）が、しかし、わが国では徒弟制度は封建的と忌避されているのが一般的である。このように徒弟制度の忌避的観念が生じた歴史的経緯を解明することが本報告の目的である。それは職業教育訓練の再評価の基盤になると考えるからである。

ところで、徒弟制度についての我が国の高校の 2019 年改訂の教科書では、近現代史を扱う高校用「A」編を発行している 5 社 7 種とも全く触れていない。通史を整理した高校用「B」編を発行している 5 社 8 種のうち 2 社 2 種の教科書が徒弟制度に触れているが、M 社編では「親方や主人に無給で奉公し」と記し、S 社編では「上下の身分関係が強かった」と封建的な雇用関係の悪弊のみを批判的に取り上げ、封建性を批判する“民主的”教科書の体裁を採っている。これが徒弟制度の常識となっている。

職業を学び就職を目指す若者には現代の技術・技能の源流をなす徒弟制度の意義の解説が必須であろうが、専門（職業）高校では A 編が使用されている⁽²⁾。大学に進学し、教師になる者は B 編で学び、徒弟制度は封建的なものと認識してやがて教育に携わる。

一方、イギリスの教科書には検定制度が無いが、“Expansion, trade and industry”とのテキストもある。また、Walter Robson は“towns and trade”の章の“Merchants and craftsmen”で、「親方の団体は、各々のギルドを担当していた。…彼らは、apprentices が学ばなければならなかったものについて、規則を作った。」(72) と解説している。さらに、R.J.Coots は「親方は apprentices と呼ばれているすべての新しい新人に熟練の“art と秘法”を訓練した。」

(158) と解説している。イギリスでは徒弟制度の教育訓練的意義が解説されている。

このように"apprenticeship"＝徒弟制度に関する解説の彼我の観念の違いが分かる⁽³⁾。徒弟制度批判は再生産され、やがて職業の学習を忌避する若者の職業離れへと通じ、社会では大学進学推奨の政策だけが正義のように主張され、学歴尊重が進行し、進学の機会の低い者、勉学より職を求める者の生きることへの失望観を惹起していると言える。

無知は研究者にも浸透している。例えば、世界の教科書から学ぶとして、R.J.Coots の書を訳した今井・朝倉は"masters trained … 'the art and mystery' of the craft"の部分で「親方は、手工業者の『技術と商い』を教えた」(156) と誤訳しているのである。

ただ、徒弟制度への批判的な観念の問題の打開策を探究する機会はいまだにもあった。高校進学が急速に伸びるのを背景に、誰もが「高校全入」が正義のように主張して、「高校全入」運動は国民的協調を受けて高校進学率は向上した。その間に社会に「職業訓練」忌避感が浸潤したのではなかろうか⁽⁴⁾。

当然であるが高校全入で問題が解決した訳では無い。進学率も 80 %を超えた頃、職業訓練の問題が考察された。総評調査部は「高校全入」運動が「職業訓練政策の確立を意図しながら、実際には逆に職業訓練の位置づけをまったくしていない結果になってしまっていた」と自己批判した。ただ、その理由を「『職業訓練』の概念が十分確立されていないということである」(224-225)、と「職業訓練」の概念に問題にあったと転嫁した。「職業訓練」の言葉は戦中から様々な状況下で多様な目的と内容を孕んで変容してきており(田中,2024)、このような思考では問題の本質を解明する糸口は掴めない。

上のような観念が常識化している状況では職業訓練へのリスペクトどころか、若者が職業を目指す志を育むことはないだろう。欧米諸国と比べて日本の若者の職業志望の期待が低いことに関係しているのではなかろうか。

1. 「徒弟（制度）」への誤解と偏見

「徒弟」の用語は江戸時代まで職人の弟子という意味では使用されていない。『言海』は「徒弟」を「(門徒弟子ノ意)弟子。門人。」としている。ヘボン第 3 版まで「徒弟」に"Apprentice"を当てず、全版とも"Disciples"、"followers"としており、"Apprentice"は第 2 版で"nenki-mono"、"desi"とし、第 3 版に"nenkiboko"を加えていた。「徒弟」とは明治初期までは僧侶の弟子のことであった⁽⁵⁾。

“OXFORD advanced Learner's DICTIONARY” (2000) は"apprentice"を"a young person who works for an employer for a fixed period of time in order to learn the particular skills needed in their job"としているように、学ぶ者としての位置づけは英語でも同じである。

我が国で僧侶の弟子だった「徒弟」を職人の弟子にも適用した最初は、明治 19 年に開設された東京商業学校附属商工徒弟講習所であろう。なお、同講習所は明治 23 年に東京工業学校附属職工徒弟学校となった。

ところで、フランス法学者のボワソナードは 1890(明治 23)年に公布されながら施行されなかった「旧民法」の原案に習業者の保護のために「徒弟契約」を規定した。このことはボワソナード(の翻訳者)が、"d'apprenti"は「徒弟」が好ましいと考えたのだろう。しかし、「徒弟」は「坊主見タイ」と批判されて「習業契約」になった。ちなみに「習業契約」は"contrat d'apprentissage"である(野原)。なお、1896(明治 29)年の「明治民法」には

「習業契約」は必要なら特別法で設定すべきとして規定されなかった。「習業契約」の検討は既に始まっていた「工場法」に委ねたと推測される。

この「徒弟」の言葉が日本人に尊重されなくなつた最初の一因は、明治 27 年に制定した「徒弟学校規程」が「小学校ニ附設スルコトヲ得」と、小学校付属で極めて低度な施設とのイメージを国民に与えたことが上げられる。しかし、我が国は既に“立身出世”の教育観が国民に定着していた社会であり、その後に職工を目標とした徒弟が注目されることはなかろう。日欧の差はここにも有った。なお、大正 6 年の臨時教育会議は徒弟学校について一言も論じず、実業教育の改革は不要と政府に答申したが、文部省は徒弟学校の問題や弊害の指摘もせず何故か大正 10 年に徒弟学校を廃止した（田中,2015）。

ところで、片山潜は『労働世界』に「職工教育」を連載し、「徒弟（制度について）は…工場は少しも教育には注意せず…七年の長日月を経て…職工となる」（1898a）と無教育を批判し、「労働者は一種の高尚なる技術者にして訓練を要す決して無教育を以て存在し得べき者に非ず労働者の訓練を目的とする者は徒弟制度なり」（1898b）と徒弟制度の能力開発機能を重視していた⁽⁶⁾。しかし、徒弟制が制度化される「工場法」の審議経過で「工場法」に反対した（1910 等）ため、片山の「教受権」論と徒弟制度批判とは矛盾がないものとして戦後に伝承され⁽⁷⁾、より解釈が増幅されたと推測される。

周知のように、徒弟問題は初期には「工場法」で規定されるように検討された。社会政策学会は第 1 回の論題として「工場法と労働問題」を掲げ討議と講演を開催した。徒弟制度は「工場法」に規定されなかったが、「工場法」案審議の委員であり、当時東京高等工業学校の校長であった手島精一は、次のように徒弟制度の意義を強調していた（284-285）。

而して我国の職工なるもの性来特殊の人かと言へば、固より他の人と同様である、唯々不幸にして子供の時から、生計其他の関係上職工になつたと云ふので、其性質は往々今時の所謂紳士よりか更に立派な考を有つて居る者がある。……又私の知って居る幼年の職工が、亞米利加に行つて、其国の工場で百人以上の徒弟を使ふ所の工場に行つて、三箇年の年期を済まして、其終りに於て試験を受けたときに、其我国の少年が外国人の右に出でた、即ち百人の中で第三番の席を占めたと云ふやうな者があります、是則ち我国の職工は生れながら劣等でない、之を導く方法が悪かつたから不幸にして技術も進まないと思ふのであります。

「徒弟」条項は遅れて 1916(大正 5)年制定の「工場法施行令」に規定された。当時の経緯を、立法の立役者であった岡実は「二十世紀の今日に於て夫の御禮奉公を強制する如きことは人身の自由、契約の自由に餘り多く立入り過ぎる、全然封建的立法である、もし此の強制的に工業主に利益を賦與する立法方法を避くる以上は徒弟制度は單に精神的道徳的のものとなつてしまふ、……つまり實地論と理想論の争であつた。結局理想論が勝を占めて現行の徒弟制度が出来て居るのであります。」（151）と述べている。

また、国際的な徒弟制の意味が我が国で知られたのは I L O が 1939 年に採択した「職業訓練に関する勧告」によってであろう。当時、既に我が国は I L O を脱退していたが、厚生省は同勧告を翻訳し『労働時報』に掲載した。同勧告は (a) で「職業訓練」、(b) で「技術教育及び職業教育」の定義し、(c) で次のように定義した（労働省,1955、）⁽⁸⁾。

(c)「徒弟教育」と称するのは、使用者が契約により年少者を雇用すること、並びに予め定められた期間及び徒弟が使用者の業務において労働する義務ある期間、職業のた

め組織的に年少者を訓練し又は訓練させることを約束する制度を言う。

上のような徒弟制度(教育)に対する定義が国際的な認識と言えよう。

さて、徒弟制度の意義と、我が国での一般的批判を整理したのが表1である(田中,2019の訂正)。表の「欠落視点」は、批判論から抜け落ちている観点であるが、これらを再評価すべきと考える。技術・技能の伝承という意義もある徒弟制を封建的だと確定づけた契機は次に述べるGHQによる日本の民主化政策への付度的解釈によってであったと言える。

表1 徒弟制度に関する各種見解

「徒弟制度」とは		批判的意見		
		重要な要素	欠落視点	
①	徒弟と親方が、一緒に仕事をする。	仕事の現実が伝承できる	雇用主としての指導になる	仕事の伝授
②	徒弟は、一人又は少人数である。	個別指導になる	大量の養成に向かない	学習の原則
③	徒弟は、何がしかの手間賃を貰う。	最初から仕事はできない	低賃金で酷使されている	職業能力の習得と手当
④	徒弟は親方と生活を共にする。	現場だけが仕事では無い	私的雑用をさせられる	仕事は生活と一体的
⑤	徒弟は一定の年季を経て親方に一人前と認められる。	仕事の評価の方法	期間が長すぎる	職業資格

2. GHQの"Vocational Training"と"Apprenticeship"及び"Education"との関係

GHQの日本統治の最も重視した施策は日本の民主化であった。先ず、マッカーサーは1945年10月11日に「五大改革指令」を出し、その二の「労働組合の結成奨励」で「児童労働のごとき弊害を矯正するに必要な措置を講ずること」等を指示した(竹前,144-145)。具体的な提起は、翌7月29日の「労働諮問委員会最終報告書」である。同報告書は徒弟制度について次のような問題を提起している(竹前,459)。

封建時代のヨーロッパの制度と同様に、この初期の制度では、親方と徒弟の間に強い家父長的關係が存在した。／親方＝徒弟關係はしばしば児童労働の搾取へと発展していった。／手工業制生産様式に代る工場制の発展につれて、親方＝徒弟關係は、しばしば児童労働の搾取以外のなにものでもないものへと発展していった。／徒弟に対する適切な法的保護はまったく欠けている。

GHQは「親方＝徒弟關係」と記し、上記は「1930年代の限られた調査」として戦後の実態ではなかったが、上のような指摘の明文化は日本側の担当者が徒弟制度を粗雑には扱えないと考えるのが自然であろう。つまり、1946(昭和21)年段階の三井村元の調査では「工場法適用工場に於ては、徒弟制は殆んど存続してゐない」のが実状であった。このような実情だったが、我が国では米国への歪な付度が生じたのではなかろうか。

そのアメリカでは「全国徒弟制度法」が1937年に制定され、その法はアメリカ労働史上最も進歩的とされたワグナー法の一環であり、「企業主導の徒弟制度」を否認して展開されていたと言う。また、各州でも徒弟制度についての州法が整備されている(平沼)。GHQが徒弟制度を封建的で非民主的だと認定した訳ではないにも関わらず、日本側の対応は、GHQ指令の第一義である日本の民主化政策に引き攀られたと推測される。

先に紹介したGHQの指摘は、「工場法施行令」で規定した労働者保護の規定が甘い、との認識だったと言える。つまり、1939(昭和14)年以降は、16歳以上の男子労働者を200人以上使用する事業場、または、50人以上使用の指定事業場では「工場事業場技能者養成令」により規制を受けて経営しなければならなくなっていたし、戦争末期は奢侈品製造禁止や、商工業者の転業により、より厳しい経営条件であったと推測され、GHQの言う「親方＝徒弟關係」の実情は多くの工場事業場に該当しなかったと言えるからである。

ここで、GHQの指示・指令で考慮すべき事は、「vocational training」と「education」との関

係についてである。日本語では「職業訓練」と「教育」との関係は無い別途の営みのように区別されるが、GHQは『労働課便覧』で次のように整理していた⁽⁹⁾。

職業訓練プログラムを開始するもう一つの同じく重要な理由は、働く権利、能力に応じた教育を受ける権利、職業を選択する権利など、憲法に定められた民主的概念の一部に命を吹き込むことであった。

職業訓練が日本の民主化にとっての重要な試金石だとしているのである。これは、合衆国教育使節団が「職業教育」の中で「日本の民主主義を保証するに熟練した、また職場に就いてゐる、物事によく解った労働者の一団にまさるものはない。それは産業上の財産にも劣らぬ道德上の財産である。」(50)と提言したことにも通じる。

GHQは徒弟制度を否定した訳ではなく、『労働課便覧』においては"apprenticeship"について「労働基準」の項で「規程や基準を整備すべし」と簡単に指針を記している。このような"apprenticeship"へのやや弱い指示は、戦後復興が最大の課題であったこの時期には"apprenticeship"への期待が二の次だったのではないかと推測される。にもかかわらず、日本側はGHQの「日本の民主化」との大前提を付度し、日本的に徒弟制度をオブラートに包み、「労働基準法」の技能者養成に関する規定を検討するのであった。

3. 「労働基準法」への「徒弟の弊害排除」設定の背景

戦後、徒弟制度への対応は企業側は推進希望であり、労働組合側は反対・廃止要望であった。ただ、組合側も労働者の教育訓練については進めるべきとしながら、徒弟制度の教育訓練的側面を評価できない日本的「教育」観での要求となり、職業訓練の捉え方の複雑な観点が主張される。労働省事務側はGHQの民主化政策と組合奨励策に反しないように法案を練っていく過程が認められる。このことは、特にGHQの民主化策が重視され、労働者が職業能力を習得する必要性を論じる重要な政策課題になり得なかったことになる。

先の三井の調査報告では、「徒弟制の復活せる業種の中に比較的徒弟制の多いのは、一、大工、左官、二、理髪、髪結、三、野鍛冶、四、漆器、染物、五、算盤、柳行李」とし、「其の数は少ないけれども、技能伝習の上からは徒弟制の必要を主張してゐることは徒弟制の存続上充分に考へる必要がある。」としていた。この実情を把握している労働保護課は苦悩することになる。

1946（昭和 21）年 7 月 15 日に労働保護課は、全国 279 の事業主、649 の労働組合に労働保護に関する質問書を発送し、意見を求めた（木村、1973、17）。その結果、「9、徒弟制度は我国産業の再建に必要なかどうか」への回答として、「徒弟制度を必要とせざるもの事業主側 65 件、労働者側 58 件、必要とするもの事業主側 41 件、労働者側 19 件…、又徒弟制度は禁止するがそれに代って技能養成に関する規定を設けることを主張するもの（12 件）がある。」としている。

そして、労働保護課は 19 日に 16 の在京労組代表より、20 日に 16 の在京事業主代表より労働保護に関して意見を聴取し

在京労働組合の意見	在京使用者の意見
(イ) 徒弟制度は直ちに廃止すべきである。きわめて封建的非民主的存在である。	徒弟は今後の日本の産業形態から是非必要である。徒弟制度に伴ふ弊害—時間の問題—は更めて考慮しなければならない。徒弟酷使の面は人道上の問題からも監督の強化が必要だ。
(ロ) 徒弟は廃止すべきで、害あって利がない。職工学校の如きものを作って技術性及体位の向上に資すべきである。兵役制度のない今日、年少者の心身鍛練の機会を作ってやり、年少者の重筋労働は禁止すべきだ。十六歳の保護年齢は低い。	

た。「徒弟」に関しての労働組合、また、事業主の意見は上の通りである（木村、1973、17-18）。

組合側の徒弟制度廃止論に対し、事業主側は存続論が強いが、両者とも、最初に紹介したILOの徒弟制度の定義にあった「組織的に徒弟を訓練し又は訓練させること」という修業制度については看過している。ただ、組合側も職工学校の必要性を主張している。特に戦後は徒弟制度は封建的だとの観念が革新側に強く、GHQの組合支援策もあり、労働組合側の意見が労働保護課の「労働保護法案」の基盤を形成したと推測される。

さらに、事業主団体、労働組合からの意見を聴取し、9月14日に労働保護課は徒弟制度問題についての労働者側の次のような「公聴会意見摘録」をまとめた（木村、1973、23）。

- ・旧式の徒弟制度は全面的に禁止して、この機会に健全にして、合理的な明るい徒弟制度を確立すべきである。
- ・徒弟制度は全廃して、将来技能工養成の爲の技能工養成規定と官公立の技能養成の施設を設けよ。
- ・徒弟の雇入等に関し仲介者が利益を得ることを禁止せよ。

労務法制審議委員会は「労働保護法案」の審議のために小委員会を設置した。小委員会は7月26日の第1回委員会で末弘厳太郎を委員長に任命して審議を始めた。先に記した、本節の着目点を解明するために、労政審において徒弟問題に関する経過を整理したのが表2である。表のように、第10回委員会までは、「禁止」の言葉で議論されていたことが分かる。なお、「徒弟の禁止」が規定された第6次案は労政審の総会に示された原案である。

ところが、翌年2月22日の第12次案となる閣議において、条タイトルは「徒弟の弊害排除」と急遽変更された。条文の内容は変わらず、何故に「徒弟の禁止」から日本語として奇妙な「徒弟の弊害排除」へと変更されたのだろうか。こ

表2 「徒弟の弊害排除」設定の経過

年月日	「労働基準法」案	会 議	章タイトル	条タイトル
昭和21年 4月24日	労働保護法案案綱 (第2次読会原稿)	労働保護課	(徒弟の作業の種類、契約の期間、賃金及労働時間其の他に付命令の定むる所に依り行政の認可を受くべし)	(事業主は技能の習得に関係なき作業に従事せしめることを得ず)
5月10～ 13日	労働保護法案草案 (第2次読会)	労働保護課	第6章 徒弟	§ 57 徒弟使用者の制限
5月13日	労働保護法案 (第4次案)	労働保護課	第6章 徒弟	§ 57 徒弟使用者の制限
7月26日	労働基準法草案 (第5次案)	労務法制審議委員会第1回小委員会	第7章 徒弟	§ 67 徒弟使用者の制限
8月6日	労働基準法草案 (第6次案)	労務法制審議委員会第5回小委員会	第7章 徒弟制度	§ 67 所謂徒弟の禁止
11月20日	労働基準法草案 (第7次案)	労務法制審議委員会第10回小委員会	第7章 技能者の養成	§ 66 徒弟の禁止
12月24日	労働基準法草案 (第10次案)	労務法制審議委員会答申	第7章 技能者の養成	§ 68 徒弟の禁止
昭和22年 2月22日	労働基準法案 (第12次案)	閣 議	第7章 技能者の養成	第68条 徒弟の弊害排除
4月7日	(公布)		第7章 技能者の養成	第69条 徒弟の弊害排除

出典：木村力雄(1973)より作成

の閣議での「徒弟の弊害排除」への訂正理由提案と厚生大臣の答弁を知りたいが、国立公文書館の「議事録」には閣議に出された草案資料は残っているが、議論の記録は無い。

推測すると、この変更は使用者側の徒弟制度存続要望へ配慮した妥協策ではないだろうか。これが妥協策と考える理由は、直前の2.1スト中止を受け、GHQの労働組合支援策が転換したことで無関係では無かろう。換言すれば、それは“民主化”への“歯止め”と受け取られ、事業主側の意見に与したと推測される。そしてこの妥協策は、事業内訓練、職業訓練の基準が時が進むにつれ弾力化していく端緒となった。

やがてその細目を制定した「技能者養成規程」の主要点は次のように規定された。

第 13 条 使用者は、必要な知識、技能を習得させるために労働大臣の定めるところによって、技能教程、関連学科及びその教習時間その他の教習事項を定めなければならない。

この規定は、『労働課便覧』、ILO の「職業訓練勧告」を十分にクリアしているといえよう。ただ、養成工としての対象者が、日本の場合は企業が採用した新入社員であり、欧米や明治期の徒弟制度とは大きく異なる点であるが、このことは「便覧」や「勧告」には明確に規定されていなかったもので問題はなかった。

したがって、「技能者養成規程」を（労働省）総務課はGHQ に"Apprenticeship Ordinance" として報告していた⁽¹⁰⁾。表 2 から分かるが議論は徒弟制から始まっており、末広厳太郎も技能者養成は「新徒弟制度と呼ばれるべき」（249）だと解説している。

当初、GHQ は"vocational training" は日本の公共職業補導の意味に使用していたが、次第に"vocational training" が政府内で広まる下、外務省は次官会議にて「国際労働機関主催アジア地域における公務員の職業訓練講習会に関する説明」を行う。ところがそのILO のパンフレットのタイトルは"REPORT ON THE ASIAN WORKING PARTY ON APPRENTICESHIP European Study Tour, 1952" であった。技能者養成と"apprenticeship" も同じく"vocational training" 「職業訓練」と理解したものと推測される。

ちなみに、隅谷三喜男等の『日本職業訓練発展史』は下巻の副題を「日本的養成制度の形成」としたように、熟練工養成史であり日本の"apprenticeship" 発展史と換言できる。

徒弟制度を評価できない日本の問題の要因は、「勤労」の歴史的問題と「労働基準法」の根拠となる憲法の「勤労の権利」条項にもあるが別稿に委ねる⁽¹¹⁾。そして、徒弟制度を評価できない観念は「職業訓練」の定義をも日本的に矮小化することになるのである。

4. 「職業訓練法」の宿運の土壌

「職業訓練法」は「技能者養成規程」と「職業安定法」下の公共職業補導を統合して 1958 年に制定された。法令としては初めて「職業訓練」の用語が用いられたが、様々な立場でそれまでも「職業訓練」は用いられていた。例えば、労働省職業安定局は次のような「職業訓練」体系の構想を立てた。この構想の特徴は、学校教育を含めているが、ILO が規定していた徒弟制度⁽¹²⁾を廃除していることである。

その「職業訓練法」は職業安定局主導で進められ、技能者養成を主管していた労働基準局は当初は技能者養成の単独法を進めていたが、「失業保険」の予算を擁していた職業安定局の後塵を拝することになる。

「職業訓練行政の体系」（小項目は省略）		
学校における 職業教育	中等学校 高等学校 大 学	} ……文部省
	各種学校 ……都道府県知事	
職業指導	学 校 ……文部省	}
	公共職業安定所 ……労働省	
職業補導	公共職業補導所 共同作業施設	} 労働省
	短期初歩訓練 ……通産省	
事業場内における職業 訓練	技能者養成 ……労働省	}
	監督者訓練 ……労働省他	
	その他の職業訓練 各 省	

「職業訓練法」の目的は「『職業訓練』とは、労働者に対して職業に必要な技能を習得させ、又は向上させるために行う訓練をいう。」と規定された。つまり、「職業安定法」にも「技能者養成規程」にも、さらに臨時職業訓練審議会の答申（昭和 32 年）にもあった「知識」を忌避して、技能に限定した「職業訓練法」を制定したのである。

「職業訓練法」の制定の立役者であった渋谷は法の制定が難事であったと述懐している(6)が、その背景の一つは、参議院において付帯決議に記された「学校教育との重複を避け」る要望であっただろう。この意見を法案に盛り込むことは極めて困難な課題であり、定義のような「知識」を忌避するという新たな規定に引き下がったと推測される。

他方、先の三井の調査報告が「技能伝習の上からは徒弟制の必要を主張してゐることは徒弟制の存続上十分に考へる必要がある」としていたことも顧みられなかった。確かに、“徒弟制度＝封建性”という我が国の観念の下で徒弟制度の意義を理論化し社会に納得させることが困難であった(田中、2006)が、職業能力の習得に極めて重要な、先進国の殆どの国がその改革を進めている徒弟制度を廃除したことは、その後の我が国の職業問題にとって大きな禍根となった。さらに、「労働基準法」の「徒弟の弊害排除」のタイトルは「職業訓練法」制定後の今日まで残っており、見習工、つまり仕事を学ぶことが悪弊の象徴のような観念を労働界のみでなく社会に醸成する源になっていると言える。

歴史的に根づいている徒弟制度を完全に排した「職業訓練法」は世界でも特異な性格を持つことを意味していた(田中、2018)。この論理の錯綜をどのように繙くかが肝要である。法律の文言の改廃で実態と観念が直ちに変わる訳ではないが、それは、教育観の転換から始めねばならないと言えよう⁽¹³⁾。と同時に、徒弟制度への偏見の排除が緊要となる。

おわりに 国際化時代の課題

以上、我が国で徒弟制度が忌避されている要因は、GHQの徒弟制度の悪弊批判と労働組合助成策が絡み、徒弟制度の教育訓練的側面を評価できず雇用関係の封建性に包含して廃除するという、戦後の我が国独特の民主観にあったことを示せたと考える。

戦後の主要な労働組合は「職業訓練法」の制定にも批判的だったが、「はじめに」に紹介した総評の「職業訓練」の概念の問題だという自己弁護について、今日の社会が問われていると言える。換言すれば、労働組合だけでなく戦後改革で進めてきた妄信した“民主化”観による一面的な徒弟制度批判への再検討が求められていると言える。

この問題は今日的な課題とも言える。それは大学進学推奨問題としてである。なぜなら、「大学全入」が可能だとしても、それで問題が解決するとは言えないからである。先に非正規労働者を排出したように、近代教育制度の問題は職業・労働問題とほとんど一体的である(木村、1972)。学歴指向が“生きづらい”社会の根源の一つであるからである。

渋谷が“vocation”には「天職・天稟」の意がある(20)と述べたように、若者が目指している職業は天職のはずである。欧米の辞書の“education”の定義は“calling”等を使用してその“能力の開発”としているものもある。「働き方改革」であればその人が望み、目指している天職の能力の開発を支援することが行政や担当者の役割と言えよう。先ずは「職業に貴賤なし」の観念の定着であり、そこに職業能力の習得を目指す人への支援が必須なのは当然であろう。もっとも、労働者の給与アップが最も重要な生産者である労働者へのリスペクトの証であるが。

これらの二面の問題を打開するためには国・為政者の立場からの「職業教育訓練」ではなく、国際化の時代、国際的観点から受講者の自立の為の「職業に関する能力習得の支援」という視座により検討すべきと考える。それは国民の、受講者の「天職能力開発」を支援する営みとして整理することが望まれるのではなかろうか⁽¹⁴⁾。

(注)

(1) 「教育」・"education"と「教育を受ける権利」に関する問題は次のような点がある。

- ①「教育」は孟子が国を強大にするため部下の教育のために造語した。そのため中国では「教育」は長年使われず、日清戦争後に日本から逆移入して今日使われている。
- ②我が国でも「教育」は一般に使用されていず、学問の「学制」を廃止して制定した明治 12 年の「教育令」が「教育」の法令への使用の始まりであり、官制語と言える。
- ③ヘボン『和英語林集成』で"education"と「教育」を同義としていない。「教育」と"education"を同定したのは明治 42 年の（改訂）「教育勅語官定英訳」である。
- ④福沢諭吉が「教育ははなはだ穏当ならず、發育と称すべきなり」と主張した意味が解明されていない。当時、英英辞典は"education"を"development"で説明していた。
- ⑤「教育を受ける権利」は臣民に権利が無かった時代、就学できない貧民・貧農の子弟も教育を受ける権利がある(教育権)として片山潜が明治 31 年に最初に主張した。
- ⑥日本人の憲法草案の中でGHQが唯一参考にした鈴木安蔵起草の「憲法草案要綱」は“平和憲法草案”と言われるように、「戦争」と「教育」の文字を忌避していた。
- ⑦マッカーサー草案の"education"に関しては"Free, universal and compulsory education shall be established."のみであり、「教育を受ける権利」は日本人の起案だと言える。
- ⑧現憲法審議で「教育を受ける権利」を全面的に支持したのは廿日出厩(日本自由党)であった。一方、「教育を受けるのは権利になるのか」との貴族院議員・京都大学教授佐々木惣一の質問には賛同者も出ず、政府も完全に無視した。
- ⑨現憲法・「教育基本法」は「教育」の定義をしておらず、従って「軍隊教育」、「企業内教育」を除き「教育」を用いた複合語の言葉は適切ではないと言える。
- ⑩「ひとしく教育を受ける権利」の政府公式英訳は"All people shall have the right to receive an equal education"である。因みに「世界人権宣言」では"Everyone has the right to Education"であるが、日本政府はこれも「教育を受ける権利」としている。
- ⑪堀尾は「教育を受ける権利」がソビエト憲法にも「世界人権宣言」にも無いにも関わらず有るとして、マルクスの言説を創作し、「教育権」等の言葉を造語し「教育を受ける権利」は民主的との論を“体系化”した。この堀尾論は労働権＝職業訓練の無視論である。その要因は憲法で後の条の「勤労権」を無視するからである。
- ⑫ 1970 年代に欧米で唱道された"Lifelong Education"は労働者のための再能力開発だった。"Career Education"は当時のアメリカ教育局長官マーランドの提唱であり、"Recurrent Education"はスウェーデンと OECD の提唱だった。我が国では臨時教育審議会が「生涯学習」として自己責任論を先導し、民間カルチャー講座を誘導した。
- ⑬ ドイツ・ニュルンベルグ市の「人権通り」に「教育を受ける権利」とドイツ語訳の"RECHT AUF BILDUNG"が刻まれた柱が立っている。このドイツ語訳は日本政府公式英訳の独訳ではなく、「世界人権宣言」のドイツ語訳である。

◎以上の問題等については、田中, 2013、田中, 2020、田中, 2023a等を御参照戴きたい。

(2) 「高等学校学習指導要領」に「デザイン史」はあるが、「技術史」は無い。職業科であれば「技術史」は特に必須であろう。技術史では“徒弟制度”での技術・技能の開発・伝承が現代の仕事の源流になつている意味を学ぶことが重要であろう。

(3) イギリスで徒弟制度が今日でも根づいているのは、(庶民の) 学校が「徒弟法」→

(ワークハウススクールの)「救貧法」→「工場法」との発展を引き継ぎ「education 法」が制定され(佐々木、1987a)、若者の仕事に関する学習制度として発展し、"education"は"calling"、"skill"等の職業の能力の「開発」となっている為と思われる。

- (4) 日本教職員組合は「職業訓練法」制定以前は教研集会で、公共職業補導や技能者養成の拡大策を提言し、進路として推奨していた。技能者養成工の多くが定時制高校に通学すると、日経連は養成工の学習の二重負担の解消を文部省に要求する(日本経営者団体連盟,1956)。「学校教育法」が改正され、「技能連携制度」により養成工達の学習の二重負担が一部解消されたが、この制度は注(13)の建議の理念とは全く異なる。

日本教職員組合は当初、「技能連携制度」は「問題を多くはらんでいる」としながらも「公式論で技能者養成との連携を否定するのは問題がある。」としていた(日本教職員組合、1958,4)。しかし、後に 6・3・3 学校制度が民主的として高校全入を推進し、職業訓練や「連携教育」は「差別体制化」であり、「資本の要望する…姿」であると批判した(日本教職員組合、1966,127-175)。

- (5) 因みに、『言海』では「丁稚」を「職人商人ノ弟子ノ称、幼少ヨリ、年季ヲ定メテ、且養ヒ、且教ヘ、且使役スルモノ。」としている。

なお、遠藤は徳川期の徒弟制を論じているが、「術を学ぶ者」を「徒弟」とし、「年季奉公」を「徒弟制度」と名付けている。

- (6) 片山,1898b の論が、管見では「徒弟制度」の用語を用い、それは労働者の訓練だと定義した嚆矢と推測される。

- (7) 協調会の「徒弟制度」はヨーロッパ諸国の解説で終始し我が国の紹介は僅かであり、しかも「篤志の親方は夜間読み書き算盤修業を勉む」(246) が成果が無い、として批判的見解で終わっている。戦前期、徒弟を無視した熟練工養成は考えられないが、風早は「幼年労働者」や熟練工養成問題を論じながら「徒弟」を忌避している。

なお、憲法改正草案での「教育を受ける権利」の提案は主に革新的研究者だった。

- (8) 引用文は労働省編,1955 の現代語訳である。『労働時報』版ではカタカナの旧文。なお、「徒弟教育」の原語は"apprenticeship"である。

ILOは同時に「徒弟制度に関する勧告」(第60号)も採択した。これは我が国では翻訳されなかったが、この「徒弟」の定義も大差はなかった。

- (9) 谷口訳(27)。ただ、この"vocational training"の意義が解説された箇所は公共職業補導の箇所であった。なお、『労働課便覧』はGHQ職員のマニュアルである。

しかし、竹前は『労働課便覧』の同所を「職業訓練の意図するところは、能力のある者が能力に応じた教育を受ける権利、換言すれば教育の機会均等＝『教育の民主化』原理の労働の分野における発現であり、憲法で保障された職業選択自由の権利実現の場とすることにある」(315)と“日本の教育観”で紹介している。

- (10) 「官報掲載済」と朱印を押したGHQアブルーベル等への伺いの「要 否」を求める総務課文書。他に、同様な教習事項の告示に関する文書もある。

- (11) 家族・自己のためであった二宮尊徳の「勤労」を皇国のためとしたのは廃仏毀釈時世下の仏教界であった(倉知)。政府は昭和18年の「勤労法(案)」では第一条で「勤労ハ皇国ニ対スル仕奉ノ行ナリ」とした。(労働省,1961,1212)。また閣議は昭和19年に「勤労即教育」と規定した。現憲法審議で、森戸辰男は「勤労」を「労働」に変え

るべきと主張したが賛同者もなく、政府は無視した（田中萬年、2007、2020）。

(12) ILOは先の勧告の定義で、(a)「職業訓練とは……学校において施されると作業場において施されるとを問わない」としていた。

(13)「教育基本法」第7条（社会教育）を解説した教育刷新委員会第13回建議「労働者に対する社会教育について」が、「三 労働者のための技能者養成所、見習工教習所、組合学校等の教育施設に…、大学へ進みうるために、単位制クレジットを与える措置を講ずること。」との建議を文部省は無視した（佐々木輝雄、1987b）ことの再考。

(14) 三好、2024、及び、田中、2023b、をご参照戴きたい。

文献

Jon Cresswell and Peter Laurence, *Expansion, trade and industry*, 1993, Oxford University Press.

R J Coats, *The Middle Ages*, 1972, London, LONGMAN GROUP LIMITED.

Walter Robson, 1991, *Medieval Britain*, Oxford University Press.

遠藤元雄、1956、『職人の歴史』、至文堂。

外務省、昭和28年、「国際労働機関主催アジア地域における公務員の職業訓練講習会に関する説明」。国立公文書館蔵。

合衆国教育使節団、1946、『合衆国教育使節団報告書』、国民教育社。

ヘボン『和英語林集成』第1版（慶応3年）、第2版（明治5年）、第3版（明治19年）。

平沼高、2007、「現代アメリカの徒弟制度」、木下書評「平沼他（2007）」書中。

堀尾輝久、1971、『現代教育の思想と構造』、岩波書店。

今井宏・朝倉文市、1981、『イギリスⅡ その人々の歴史』、帝国書院。

石塚史樹、2015、「(労働・職業教育訓練の新地平)『小特集に寄せて』、『社会政策』第7巻第2号。

片山潜、1898a、「石川島造船場の徒弟組織」、『労働世界』14号。

片山潜、1898b、「徒弟制度の完備を図れよ」、『労働世界』17号。

片山潜、1910、「工場法案を評す」、『東洋経済新報』11月5日。

風早八十二、1937、『日本社会政策史』、日本評論社。本書は昭和22年にも再版された。

木村力雄、1972、『近代学校体制の成立と終焉の論理』、職業訓練大学校調査研究報告書第30号。

木村力雄、1973、『労働基準法における技能者養成規定の制定過程について(資料)』、職業訓練大学校調査研究資料No.8。

木下順、2008、「書評と紹介」、「平沼高・佐々木英一・田中萬年編著、2007、『熟練工養成の国際比較—先進工業国における現代の徒弟制度』、ミネルヴァ書房」、『大原社会問題研究所雑誌』、No.595。

厚生省（昭和14年8月）『労働時報』第16巻第8号。

倉知典弘、2014、「初期社会教育における『職業観・勤労観』、『吉備国際大学研究紀要』。

協調会、1936、『徒弟制度と技術教育』。

三井村元調査<21. 6. 27>「徒弟制度について」、国立公文書館蔵。

三好信浩、2024、『教育観の転換—よき仕事人を育てる—』、風間書房。

日本経営者団体連盟、1956、「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」。

日本教職員組合、1958、教発 | 634『専科大学ならびに技能者養成と定時制の連携について

- て 附職業訓練法案（学校教育法一部改正案の問題点）』。
- 日本教職員組合、1966、『後期中等教育改革—その歴史的現実と課題—』、東銀座印刷出版。
- 野原香織、2013・2014、「ボワソナードの雇傭契約論」、上・下、明治大学『法学研究論集』第 39・40 号。
- 岡実、1917、「工場法令の施行に就いて」、社会政策学会編『官業及保護会社問題』。
- 大槻文彦、明治 24 年、『言海』、牧野善兵衛。
- 労働省編、1955、『ILO 条約・勧告集』第 1 版。
- 労働省編、1961『労働行政史』第一巻、労働法令協会。
- 労働省職業安定局、1953、「職業訓練の現況と問題点」、『職業安定広報』臨時増刊号。
- 佐々木輝雄、1987a、『技術教育の成立—イギリスを中心に—』、多摩出版。
- 佐々木輝雄、1987b、『学校の職業教育—中等教育を中心に—』、多摩出版。
- 佐々木輝雄原案・田中萬年編、2024、『戦後職業訓練関係資料集』《昭和 20 年～昭和 33 年》
〈上〉、職業能力開発総合大学校基盤整備センター調査研究資料第 140 号。
- 渋谷直蔵、1958、『職業訓練法の解説』、労働法令協会。
- 総評調査部、1970、『日本の政治・経済・労働分析』、労働経済社。
- 総務課作成（昭和 23 年《月日空白》）「技能者養成規程制定に関する件」の添付資料。国立公文書館蔵。
- 末弘厳太郎、1948、『労働法のはなし』、一洋社。
- 隅谷三喜男編著、1970・1971、『日本職業訓練発展史』《上》・《下》、日本労働協会。
- 職業安定局、1953.10、「職業訓練の現況と展望と問題点」、『職業安定広報』。
- 竹前栄治、1970、『アメリカ対日労働政策の研究』、日本評論社。
- 田中萬年、2006、『徒弟制度は人材育成の基本である』、全建総連ハンドブック〈34〉。
- 田中萬年、2007、『働くための学習—「教育基本法」でなく「学習基本法」を—』、学文社。
- 田中萬年、2013、『「職業教育」はなぜ根づかないのか—憲法・教育法のなかの職業・労働疎外—』、明石書店。
- 田中萬年、2015、「我が国における徒弟法制化の課題」、名古屋大学『技術教育学の探求』。
- 田中萬年、2018、「混迷の戦後職業訓練法制」、龍谷大学『龍谷法学』第 51 巻第 3 号。
- 田中萬年、2019、「徒弟制度再考—修業の意義と日本の教育観による忌避—」、明治大学『経営論集』第 66 巻第 1 号。
- 田中萬年、2020、『奇妙な日本語「教育を受ける権利」—誕生・信奉と問題—』、V 2 新書。
- 田中萬年、2023a、「"Education"は『教育』に非ず！—"Everyone has the right to Education"の訳は？—」、語彙・辞書研究会『第 63 回研究発表会資料集』。
- 田中萬年、2023b、「人間的発達支援としての天職能力開発—職業教育への偏見と誤解を解く観点—」、敬心学園『敬心・研究ジャーナル』第 7 巻第 2 号。
- 田中萬年、2024、「用語『職業訓練』の派生と課題—概念と目的の変容—」、日本職業教育学会第 5 回大会配布資料、<http://noukai.stars.ne.jp/img/file31.pdf>。
- 谷口雄治訳、2024、『労働課便覧』、"Labor Division Manual"、昭和 24 年頃、『戦後財政史資料(英文)雑資料 経済科学局労働課便覧』、国立公文書館蔵。佐々木原案・田中編所収。
- 手島精一、1908、「社会に於ける職工の地位」、社会政策学会編『工場法と労働問題』、同文館（御茶の水書房復刻版）。